

札幌市消防局バーチャルコンテンツ制作業務 仕様書

1 業務名

札幌市消防局バーチャルコンテンツ制作業務

2 業務の履行期間

契約締結日から令和5年1月31日（火）まで

3 業務の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、人と人との接触機会が減少しており、庁舎見学や各種行事等を通じた消防車の見学など、直接的に消防の仕事を体験する機会が減少しているほか、市民に対する訓練指導をはじめとした火災予防の普及啓発活動の機会が減少している。

一方で、医療、教育、働き方などをはじめとした日常生活の基盤は、急速にデジタル化及びオンライン化が進み、今後もさらなる発展が予想される。

本業務は、このような社会状況の変化の中において、これまでにない新たな手法を展開しながら消防の魅力を広めるとともに火災予防の普及啓発を行うことで、市民の防火・防災意識の向上を図ることを目的とする。

4 業務の内容

下記(1)及び(2)について、インターネット及び札幌市公式YouTubeによる公開ができ、ブラウザ上で視聴可能なコンテンツを制作すること。

なお、当該コンテンツの技術的な仕様は、別紙（技術仕様書）のとおりとする。

(1) 消防の仕事体験に係るコンテンツ

ア コンテンツの入り口となるメインビジュアルを作成し、当該メインビジュアルから次の3点を盛り込んだ各消防部隊の活動の疑似体験ができるものとする。

(ア) 火災出動への対応

(イ) 消火、人命救助、救急などの様々な役割を持つ各消防部隊の活動

(ウ) VR等の技術を活用した現実感のある体験

イ 消防部隊は最低5種（消防隊、救急隊、救助隊、はしご隊、航空隊）とする。

ウ 制作する上で必要となる消防車両、消防資機材及び消防業務に係る人員は、原則、委託者の負担とし、その他制作する上で必要となる機材及び人員は、受託者の負担とする。

エ 制作に係る撮影については、原則、消防庁舎等の敷地内（上空を含む。）とし、実災

害での撮影はできないものとする。なお、撮影場所は、別途協議の上、決定するものとする。

オ WEBによる視聴のほか、職場体験やその他の各種イベントなど、消防の魅力を発信する場面において活用することも想定したものであること。

カ 視聴の対象は市民全般とするが、特に若い世代に配慮した親しみやすい内容とすること。

キ コンテンツ中の字幕等については、市民にわかりやすい表現とすること。

(2) 火災予防の普及啓発に係るコンテンツ

ア CGやアニメーションなどを活用し、別添1「自衛消防訓練実施マニュアル」(以下「実施マニュアル」という。)の一連の流れがわかるコンテンツとする。

なお、以下の各訓練の留意事項の説明については、選択性や操作性を持たせる内容とし、各訓練の流れの説明については、動画を用いた内容とすること。

※ 実施マニュアルに記載のない留意事項を追加的に盛り込むことは差し支えない。

(ア) 通報訓練 (実施マニュアル6、7ページ)

(イ) 消火訓練 (実施マニュアル8、9ページ)

(ウ) 避難訓練 (実施マニュアル10、11ページ)

(エ) 総合訓練 (実施マニュアル4、5ページ)

イ 視聴の対象は、主に飲食店、ホテル、社会福祉施設などの各事業所とするが、上記ア(ア)から(ウ)の内容については、別添2「防火アドバイザーブック」を参考とし、市民全般が活用できる内容とすること。

ウ 制作する上で必要となる施設、機材及び人員は、受託者の負担とするが、札幌市公式ホームページで公開する火災予防普及啓発に係る動画を使用することは差し支えない。

<参考: <https://www.city.sapporo.jp/shobo/shokai/gakko/labo/movie/movie.html>>

エ コンテンツ中の字幕等については、市民にわかりやすい表現とすること。

5 撮影期間

契約締結日から令和4年11月30日(水)まで

※ 撮影の状況により期間を延長する場合は、別途委託者と協議するものとする。

6 成果品について

(1) 提出物

上記4(1)及び(2)のコンテンツについて、別紙(技術仕様書)を参考に最適なエンコード等の処理を行いDVD-Rにて納品すること。なお、納品時には、保存されたデータの内容が

確認できるようラベルや盤面印刷等を行うこと。

(2) 成果品（ウェブサイト、映像等）の対応 OS 等

ア OS

Windows10、Windows11 及び最新の Mac OS

イ ブラウザ

Google Chrome、Microsoft Edge、Firefox 及び Safari（いずれも最新バージョン）

ウ スマートフォン

Android、iPhone

(3) 提出先

札幌市消防局総務部総務課企画広報係

札幌市中央区南 4 条西 10 丁目

(4) 提出期限

令和 5 年 1 月 31 日（火）

7 成果品に関する著作権等の取扱い

- (1) 受託者は、本業務の過程で生成された成果物その他著作物（以下「成果品等」という。）に係る著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 23 条（公衆送信権等）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利については、成果品等の納入後、直ちに札幌市に無償で譲渡するものとする。
- (2) 委託者は、著作権法第 20 条（同一性保持権）第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作者人格権を主張しないものとする。
- (3) 成果品等の著作権が受託者以外のものであるときは、受託者は委託者又は委託者が指定する第三者に対して、成果品等に関する著作人格権を行使されないよう適正に措置を講ずるものとする。
- (4) 受託者は、委託者に対し、受託者が成果品等を創作したこと又は適正な著作権の譲渡を受けていること及び第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。
- (5) 成果品等の利用について、第三者から権利侵害の訴えやその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

8 支払要件

本業務の支払いは年1回とし、完了届の提出後、委託者が実施する検査に合格した日以降、本市指定の請求書により請求することとし、支払については、適正な請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

9 その他留意事項

- (1) 各コンテンツの構成、デザイン、撮影イメージ等については、制作及び撮影前に委託者と必ず協議すること。
- (2) 本業務を遂行する上で必要な費用は、すべて受託者の負担とすること。
- (3) 撮影スケジュールは、あらかじめ委託者と調整することとし、受託者は本業務に係る工程表を作成し、撮影開始前に委託者に提出すること。
- (4) 本業務の実施にあたっては、環境負荷の軽減（エコドライブの推進、再生紙の利用など）に努めること。
- (5) 本業務の遂行にあたり個人情報を取り扱う場合には、札幌市個人情報保護条例を遵守すること。
- (6) 本業務の遂行にあたり、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策を十分に行うこと。
- (7) 将来的に受託者以外の業者が動画コンテンツを作成した場合にも、容易にコンテンツを追加・公開できる仕様とすること
- (8) 受託者の不注意により生じた故障、破損及び事故等は、一切受託者の責任において処理すること。
- (9) 制作業務にあたっては、委託業務を総括し、委託者からの指示を受ける窓口として制作責任者を置き、委託者、関係者と円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。なお、本仕様書に定めのない事項または解釈に疑義が生じた場合は、委託者と協議しこれを定めるものとする。

【担当・連絡先】

札幌市消防局総務部総務課企画広報係

電話：011-215-2010、Eメール：somu.shobo-kikakukoho@city.sapporo.jp